

土浦市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月27日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和5年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年2月18日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充





土 住 発 第 1 2 号
令和 7 年 2 月 1 7 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理
(担当課：住宅営繕課)



令和 5 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	市営住宅の修繕に係る費用のうち入居者が負担すべきものを市が負担していた。 市営住宅の入居者が負担すべき修繕費用については、市営住宅条例施行規則第 15 条で畳の表替え、ふすま及び障子の張替え、破損ガラス、水道の蛇口、鍵、ドアの取っ手、外灯の点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の小修繕とされている。 しかし、経年劣化や入居者の責に帰さない事由であることを理由に本来入居者が負担すべき修繕費を市が負担していたものがあった。当該規則第 15 条の規定によれば、修繕を要する原因のいかんを問わず、同条の規定に該当するものは、入居者に負担させるべきものであるため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	指摘事項に対応するため、土浦市営住宅条例施行規則を改正しました。 (令和 6 年 11 月 29 日告示第 113 号。令和 6 年 12 月 2 日から施行。) 民法第 621 条の規定において、経年劣化、賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、原状回復義務は負わないとされていることから、修繕を行ってきましたが誤解を生じる恐れがあるため、当該規則第 15 条の条文に、ただし書きで「その損傷が入居者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と明記しました。

